

西宮市介護予防普及啓発事業実施要綱

(目的)

第1条 介護保険法地域支援事業における介護予防普及啓発事業は、地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、介護予防に関する知識の普及や啓発を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、西宮市とする。ただし、利用者、サービス内容および利用料の決定を除き、事業の全部又は一部について、市が適当と認める者に対し、その実施を委託できるものとする。

(対象者)

第3条 西宮市に住民票を有する介護保険第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者を対象とする。

(事業内容)

第4条 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための講座の実施、パンフレット等の配布等とする。

(実施場所)

第5条 公民館、市民館等、住民が利用しやすい会場で行う。

(関係機関との連携)

第6条 事業を円滑に実施するために、西宮市医師会、西宮市歯科医師会及び医療機関、地域関係団体、保健福祉関係各課等広く関係機関と連携を図り、協力を得るものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたって必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成19年(2007年) 4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年(2010年) 10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年(2015年) 4月1日から施行する。